

飯綱町しなの鉄道活性化協議会設置条例

(平成24年11月8日飯綱町条例第38号)

(設置)

第1条 地域の発展と地域住民の移動手段を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、飯綱町しなの鉄道活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) しなの鉄道株式会社の運営路線の利用促進とその利便の向上に関すること。
- (2) 地域住民の日常生活に必要な公共交通機関のあり方に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織し、町長が委嘱する。

2 協議会に次の役員を置き、委員の互選により選任する。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第5条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。